

令和2年7月1日

保護者各位

岡山県立岡山芳泉高等学校
校長 原田 康 晃

新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒等の出欠取扱いについて

文部科学省から「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(令和2年6月16日付けで改訂)が示され、児童生徒等の出欠の取扱いが変更されました。このことに伴い、今後は出欠の取扱いについて6月2日付け配布文書を改め、次のとおり取り扱うこととなりました。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安
 - (1) 児童生徒等の感染が判明した場合
 - (2) 児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合
 - (3) 児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられる場合

- 2 新型コロナウイルス感染症に関し、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする目安
 - (1) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患等がある児童生徒等で、主治医や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された場合
 - (2) 新型コロナウイルス感染症に関し、各児童生徒等を取り巻く状況等により、保護者の申し出を受け、やむを得ず、特定の児童生徒等の登校を取りやめることが特に必要であると校長が認める場合

- 3 その他
 - (1) PCR等の検査を受けた場合、又は受ける予定となった場合は学校へご一報ください。

※ 保護者の皆様へのお願い

- ・これまでと同様に登校前に必ず検温させてください。また、発熱等、体調不良の症状がある場合は無理に登校せず自宅で休養させてください。
- ・自作のものを含め必ずマスクを着用して登校させてください。